

那覇市公報

第 1 7 7 6 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和2年（2020年）11月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 1531
- 特定空家等に対する命令書について（まちなみ整備課）…………… 1532
- 令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）
…………… 1533
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1534
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1535
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1537
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1538
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 1539
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）…………… 1540
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1541

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	1542
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1543
○令和元年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（上下水道局企画経営課）	1544
○令和元年度那覇市水道事業会計決算（上下水道局企画経営課）	1551

◇公 告◇

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）	1560
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	1561
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	1563

◇消防局訓令◇

○那覇市消防局事務専決規程の全部を改正する訓令	1566
-------------------------	------

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程	1580
---------------------------	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1583
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1584
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1584

告 示

那覇市告示第 289 号

令和 2 年 10 月 22 日

掲 示 済

令和 2 年（2020年）11月那覇市議会臨時会の招集について

令和 2 年（2020年）11月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和 2 年 11 月 2 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）財産の取得について（避難所における新型コロナウイルス感染症対策資器材）
 - （2）業務委託契約について（校内情報通信ネットワーク環境整備業務）
 - （3）財産の取得について（学習者用タブレット端末（契約①））
 - （4）財産の取得について（学習者用タブレット端末（契約②））
 - （5）財産の取得について（学習者用タブレット端末（契約③））
 - （6）財産の取得について（学習者用タブレット端末（契約④））
 - （7）財産の取得について（指導者用ノートパソコン）
 - （8）専決処分の報告について（車両損傷事故）

那覇市告示第 290 号

令和 2 年 10 月 22 日

掲 示 済

特定空家等に対する命令書について

那覇市長 城 間 幹 子

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による措置をとることを、令和2年10月22日付け命令書第19号により命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
那覇市樋川2丁目2番40号
- 2 措置の内容
建物の除却
- 3 命ずるに至った事由
☒そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
☐適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
☒周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 命令に関する連絡先
那覇市まちなみ共創部まちなみ整備課
住まいまちづくりG（玉城、仲程）
電話番号 098-951-3251
- 5 措置の期限
令和2年12月18日（金）

那覇市告示第 294 号
令和 2 年 10 月 26 日
掲 示 済

令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考） 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 321 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
グリーンドラッグ薬局 アクロスプラザ小禄店	株式会社大賀薬局	令和２年７月１日～ 令和８年６月３０日
那覇市鏡原町 34－36		
トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護	社会福祉法人乙羽会	令和２年８月１日～ 令和８年７月３１日
那覇市国場 326 番地		
サクラ訪問看護ステーション	サンクスラボエールズ 株式会社	令和２年８月１日～ 令和８年７月３１日
那覇市久米二丁目 3－14 セゾン久米ビル 8 階		
うえばる薬局	株式会社エルマーノ	令和２年９月１日～ 令和８年８月３１日
那覇市宇栄原 1－18－23		

仲松内科クリニック	仲松 元二郎	令和2年9月7日～ 令和8年8月31日
那覇市久茂地2-13-3 1F		
訪問看護ステーション ちゅらぐる	株式会社 COMS	令和2年8月1日～ 令和8年7月31日
那覇市山下町 18-26 B103 号		
ツクイ沖縄訪問看護ステーション	株式会社ツクイ	令和2年1月1日～ 令和7年12月31日
那覇市前島二丁目7番1号 まえむら21 505号室		
ツクイ沖縄訪問看護ステーション	株式会社ツクイ	令和2年10月1日～ 令和8年9月30日
那覇市前島二丁目7番1号 まえむら21 505号室		

那覇市告示第 322 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

那覇市長 城 間 幹 子

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
高里内科胃腸科	医療法人芙蓉会	令和 2 年 7 月 21 日
那覇市寄宮 1－9－24		
首里眼科	宮平 誠司	令和 2 年 4 月 30 日
那覇市首里久場川町 2 丁目 136 番地 1		
エステルクリニック	社会医療法人葦の会	令和 2 年 10 月 1 日
那覇市首里石嶺町 1－151－5		
高良内科医院	高良 勲	令和 2 年 10 月 1 日
那覇市与儀 2－12－20		
ツクイ沖縄訪問 看護ステーション	株式会社ツクイ	令和 2 年 9 月 30 日
那覇市前島二丁目 7 番 1 号 まえむら 21 505 号室		

那覇市告示第 323 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
まえじま薬局		令和2年7月10日
名称	まえじま薬局（ヘルシー：デポ薬局 前島店）	

那覇市告示第 324 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
田中 淳	はり・きゅう、 あん摩マッサージ	令和2年7月1日
大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20 ハイライズ成輝703	
宮城 和也	はり・きゅう、 あん摩マッサージ 柔道整復	令和2年9月7日
宮スポーツ鍼灸整骨院	那覇市久茂地1-2-25 G7ビル5-A	
山城 有未	柔道整復	令和2年9月7日
宮スポーツ鍼灸整骨院	那覇市久茂地1-2-25 G7ビル5-A	

上里 大樹	柔道整復	令和2年9月18日
おなが那覇整骨院	那覇市仲井間 297-1	

那覇市告示第 325 号

令和2年11月16日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
屋宜 秀太郎	おなが那覇整骨院	令和2年5月1日
	那覇市仲井間 297-1	

那覇市告示第 326 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名（施 術 所 名 称）		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
上江洲 肇（うえず鍼灸院）		平成 28 年 3 月 22 日
施術所の所在地	那覇市古波蔵 3 丁目 17 番 9 号上原アパート 102 （那覇市与儀 2 丁目 5 番 1 号金永アパート 1 階）	

那覇市告示第 327 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションアレグリア		平成 31 年 3 月 1 日
所在地	那覇市与儀 1 丁目 26 番 6 号 (那覇市寄宮 2 丁目 1 番 18 号 ユートピア 2 階)	
居宅介護支援事業所リンクス		令和 2 年 5 月 1 日
所在地及び 介護事業所 番号	那覇市寄宮 3 丁目 3 番 5 号 寄宮市街地分譲住宅 322 号 介護事業所番号：4770104281 (那覇市三原 2 丁目 1 番 17 号 三原フラッツ 302 号) (介護事業所番号：4770103366)	

那覇市告示第 328 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
医療法人 陽心会 大道中央病院 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和2年8月1日
那覇市安里一丁目1番37号	
沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所 (福祉用具貸与・販売、特定福祉用具貸与・販売)	令和2年5月31日
那覇市小禄1丁目11-1	

那覇市告示第 329 号

令和 2 年 11 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
J Aおきなわ 福祉用具レンタル事業所 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、 特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売)	令和 2 年 7 月 31 日
那覇市寄宮 3-10-1 2 階	
デイサービスセンター西町 (通所介護)	令和 2 年 6 月 30 日
那覇市西 1 丁目 20 番 19 1 F	
通所介護ひまわり (通所介護)	令和 2 年 8 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地	
松島ケアプランセンター (居宅介護支援事業)	令和 2 年 8 月 31 日
那覇市古島 2 丁目 16 番 25 2 階	

ツクイ沖縄訪問看護ステーション （訪問看護・介護予防訪問看護）	令和 2 年 9 月 30 日
那覇市前島二丁目 7 番 1 号 まえむら 21 505 号室	
ツクイ沖縄那覇 （介護予防日常生活総合事業（通所型サービス）・ 通所介護・居宅介護支援・	令和 2 年 9 月 30 日
那覇市銘苅 3－12－32	

那覇市告示第 330 号

令和 2 年 11 月 16 日

令和 2 年 9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市下水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	5,542,455,000	167,955,000	0	5,710,410,000	5,694,438,613	△ 15,971,387	円
第1項 営業収益	4,309,947,000	△ 19,241,000	0	4,290,706,000	4,277,956,712	△ 12,749,288	うち仮受消費税及び地方消費税 306,729,604)
第2項 営業外収益	1,232,030,000	△ 6,839,000	0	1,225,191,000	1,221,854,025	△ 3,336,975	うち仮受消費税及び地方消費税 13,666)
第3項 特別利益	478,000	194,035,000	0	194,513,000	194,627,876	114,876	うち仮受消費税及び地方消費税 189,272)

支出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
第1款 下水道事業費用	5,153,402,000	128,758,000	0	0	0	5,282,160,000	0	5,282,160,000	5,181,194,015	90,933,985	円
第1項 営業費用	4,823,442,000	△ 69,998,000	0	0	0	4,753,444,000	0	4,753,444,000	4,689,799,038	53,612,962	うち仮払消費税及び地方消費税 204,750,076)
第2項 営業外費用	307,973,000	15,661,000	0	0	0	323,634,000	0	323,634,000	307,906,452	15,727,548	うち消費税及び地方消費税納税額 55,749,200)
第3項 特別損失	1,987,000	183,095,000	0	0	0	185,082,000	0	185,082,000	183,488,525	1,593,475	うち仮払消費税及び地方消費税 29,193)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	20,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る財 源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	1,772,815,000	△ 69,473,000	1,703,342,000	586,091,351	0	2,289,433,351	△ 988,219,005	円
第1項 企業債	785,000,000	△ 1,400,000	783,600,000	256,300,000	0	1,039,900,000	△ 407,500,000	
第2項 補助金	637,060,000	△ 49,127,000	587,933,000	329,791,351	0	917,724,351	△ 574,022,126	翌年度繰越財源充当額 26,464,944
第3項 他会計負担金	349,272,000	△ 19,376,000	329,896,000	0	0	329,896,000	△ 6,915,579	" 40,665,075
第4項 その他 資本的収入	1,483,000	430,000	1,913,000	0	0	1,913,000	218,700	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合 計			
第1款 資本的支出	2,658,990,000	△ 75,182,000	0	0	2,583,808,000	743,010,655	0	1,041,460,145	0	1,041,460,145	35,335,021	円
第1項 建設改良費	1,665,521,000	△ 73,708,000	0	0	1,591,813,000	743,010,655	0	1,041,460,145	0	1,041,460,145	29,934,508	(うち仮払消費税及び 地方消費税 95,672,897)
第2項 企業償還金	984,469,000	0	0	0	984,469,000	0	0	0	0	0	513	
第3項 投 資	4,000,000	△ 1,474,000	0	0	2,526,000	0	0	0	0	0	400,000	
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額67,130,019円を除く。）が資本的支出額に不足する
額1,015,939,162円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,370,167円、繰越工事資金
96,146,822円、減価償立金490,236,001円、過年度分損益勘定留保資金90,629,950円及び当年度分損益勘定留保
資金281,556,222円で補てんした。

444, 915, 961

令和元年度那覇市下水道事業剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資 本 金	剰 余 金						(単位：円)		
		資 本 剰 余 金			剰 余 金			資 本 合 計		
		国庫（県）補助金	他会計負担金	資本剰余金合計	減価償立金	利益剰余金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
前年度末残高	13,524,292,466	199,487,905	309,527,051	18,338,246	527,353,202	0	1,044,751,502	1,044,751,502	15,096,397,170	
前年度処分額	554,515,501	0	0	0	0	490,236,001	△ 1,044,751,502	△ 554,515,501	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	490,236,001	△ 490,236,001	0	0	
減価償立金の積立	0	0	0	0	0	490,236,001	△ 490,236,001	0	0	
条例（※）第4条による処分額	554,515,501	0	0	0	0	0	△ 554,515,501	△ 554,515,501	0	
減価償立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	554,515,501	0	0	0	0	0	△ 554,515,501	△ 554,515,501	0	
処分後残高	14,078,807,967	199,487,905	309,527,051	18,338,246	527,353,202	490,236,001	0	490,236,001	15,096,397,170	
当年度変動額	0	2,693,162	0	0	2,693,162	△ 490,236,001	946,131,234	455,895,233	458,588,395	
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 490,236,001	490,236,001	0	0	
受贈財産の受入	0	2,693,162	0	0	2,693,162	0	0	0	2,693,162	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	455,895,233	455,895,233	455,895,233	
当年度末残高	14,078,807,967	202,181,067	309,527,051	18,338,246	530,046,364	0	946,131,234	946,131,234	15,554,985,565	

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和元年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書（案）

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金	(単位：円)
当年度末残高	14,078,807,967	530,046,364	946,131,234	
議会の議決による処分額	0	0	△ 455,895,233	
減価償立金の積立	0	0	△ 455,895,233	
条例（※）第4条による処分額	490,236,001	0	△ 490,236,001	
減価償立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	490,236,001	0	△ 490,236,001	
処分後残高	14,569,043,968	530,046,364	(繰越利益剰余金) 0	

※那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(令和2年3月31日)

[illegible]

令和元年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第 7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、使用戸数は、15 万 7,200 戸で前年度に比べ 1,955 戸（1.3%）増加し、年間総排水量は、3,588 万 9,768 m³で前年度に比べ 28 万 6,606 m³（0.8%）、年間有収水量は 3,588 万 9,579 m³で前年度に比べ 28 万 6,812 m³（0.8%）それぞれ増加しており、年間有収率は、前年度と同じく 99.9%となっている。

損益収支については、総事業収益は 53 億 8,762 万円であり、前年度に比べ 2 億 208 万円（3.9%）増加している。これは、営業収益 2,244 万円、営業外収益 626 万円、特別利益 1 億 7,336 万円それぞれ増加したことによるものである。一方、総事業費用は、49 億 3,173 万円の前年度に比べ 2 億 3,642 万円（5.0%）増加しており、これは、営業外費用が 2,047 万円減少したものの、営業費用 8,244 万円、特別損失 1 億 7,445 万円それぞれ増加したことによるものである。この結果、当年度純利益は、4 億 5,589 万円で、前年度に比べ 3,434 万円（7.0%）の減少となっている。

(財務指標)

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率 109.2%は前年度に比べ 1.2 ポイント減少、営業収支比率 88.5%は、前年度に比べ 1.2 ポイント減少している。企業の支払能力を示す流動比率は、309.5%で前年度に比べ 43.1 ポイント増加している。また、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、123.8%で前年度に比べ 2.3 ポイント減少している。

労働生産性については、「那覇市上下水道局における会計間の負担等に関する事務取扱基準（平成 30 年 12 月 28 日上下水道事業管理者決裁）」において、人件費の負担割合を明確にしたことに伴い損益勘定所属職員が 15 人の増員となったことから、前年度に比べ、職員一人当たりの有収水量 464,107 m³、営業収益 5,169 万円それぞれ減少している。

(むすび)

本市の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が 98.2%で、平成 30 年度末の全国平均 79.3%（令和元年 8 月 23 日国土交通省発表）に比較し、高い水準となっているが、昭和 40 年の事業開始から 50 年以上が経過し、下水道施設は急速な老朽化が見込まれ、今後の大量更新に向けた財源確保が課題となっている。

営業収益の根幹である下水道使用料は、前年度に比べ 2,870 万円（0.8%）の微増となっており、人口減少が推計される中、今後も大幅な増加は見込めない。今後も安定的な下水道事業運営を持続するためには、令和元年度に策定された「那覇市下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的かつ効率的な下水道施設の管理、

令和 2 年度策定予定の下水道事業経営戦略による効率的な事業運営等に努められたい。

(2) 個別意見

業務の執行について、次の点に留意されたい。

ア その他特別利益の未収金について

平成 30 年度決算審査において言及した浦添市前田地区の公共下水道利用料に相当する未収金 1,103 万 4,429 円については、平成 30 年 11 月に浦添市に請求書を送付し、消滅時効の完成を主張する同市との間で協議等を行っているが、まだ収納には至っていない。

適切な時効管理を行いつつ、引き続き未収金の回収に努められたい。

那覇市告示第 331 号

令和 2 年 11 月 16 日

令和 2 年 9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計		
第1款 水道事業収益	8,363,211,000	128,832,000	0	8,492,043,000	△ 48,204,302	円
第1項 営業収益	7,763,814,000	707,000	0	7,764,521,000	△ 33,409,616	(うち仮受消費税及び地方消費税 618,521,076)
第2項 営業外収益	599,396,000	△ 54,881,000	0	544,515,000	△ 15,071,012	(5,567,197)
第3項 特別利益	1,000	183,006,000	0	183,007,000	276,326	(6,388)

支 出

区 分	予 算 額							地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 水道事業費用	7,863,648,000	△ 233,697,000	0	0	0	7,629,951,000	0	7,433,854,898	196,096,102	円	円
第1項 営業費用	7,677,570,000	△ 436,526,000	13,506,000	0	0	7,254,550,000	0	7,075,956,261	178,593,739	0	(うち仮払消費税及び地方消費税 420,463,362)
第2項 営業外費用	164,678,000	19,822,000	0	0	0	184,500,000	0	174,561,742	9,938,258	0	(うち消費税及び地方消費税納税額 123,308,000)
第3項 特別損失	1,400,000	183,007,000	0	0	0	184,407,000	0	183,336,895	1,070,105	0	(うち仮払消費税及び地方消費税 24,436)
第4項 予備費	20,000,000	0	△ 13,506,000	0	0	6,494,000	0	0	6,494,000	0	0

(2)資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	円	円
第1項 補助金	238,958,000	△ 67,038,000	171,920,000	211,438,000	0	383,358,000	△ 63,883,000	
第2項 他会計負担金	145,000,000	0	145,000,000	190,000,000	0	335,000,000	△ 58,954,000	翌年度繰越財源充当額
第3項 その他の資本的収入	26,916,000	△ 13,046,000	13,870,000	0	0	13,870,000	△ 4,571,000	35,556,000
	67,042,000	△ 53,992,000	13,050,000	21,438,000	0	34,488,000	△ 358,000	

支 出

区 分	予 算 額					翌年度繰越額			備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減 額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計			
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
第1項 建設改良費	1,194,880,000	△ 622,000	0	0	1,194,258,000	850,043,080	0	2,044,301,080	1,505,981,430	144,906,190	(うち仮払消費税及び 地方消費税 75,306,132)
第2項 企業債償還金	732,720,000	△ 17,365,000	0	0	715,355,000	850,043,080	0	1,565,398,080	1,032,079,863	139,904,757	
第3項 投資	257,159,000	0	0	0	257,159,000	0	0	257,159,976	0	24	
第4項 その他の資本的支出	200,000,000	0	0	0	200,000,000	0	0	200,000,000	0	0	
第5項 予備費	1,000	16,743,000	0	0	16,744,000	0	0	16,742,591	0	1,409	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額35,556,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額 1,222,062,430円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,306,132円、繰越工事資金14,000,000円、減価償立金257,158,976円、建設改良積立金658,854,731円及び過年度分損益勘定留保資金216,742,591円で補てんした。

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(單位: 日)

[illegible]

(単位:円)

（単位：円）		
資産	部	
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		
ロ 建物	1,084,480,564	
ハ 構築物	2,173,937,219	
減価償却累計額	△ 1,124,218,167	
ニ 機械及び装置	41,580,226,002	
減価償却累計額	△ 20,754,444,451	
ホ 車両運搬具	2,415,486,222	
減価償却累計額	△ 1,265,962,328	
ヘ 工具、器具及び備品	38,763,599	
減価償却累計額	△ 29,262,817	
ト 建設仮勘定	9,500,782	
有形固定資産合計	127,321,067	
(2) 無形固定資産	227,368,374	
イ 電話加入権	913,300	
ロ ソフトウェア	1,688,000	
無形固定資産合計	2,601,300	
(3) 投資資産		
イ 投資有価証券	1,197,184,000	
ロ その他投資	2,405,000	
投資合計	1,199,589,000	
固定資産合計	25,675,885,584	
2 流動資産		
(1) 現金預金	12,004,046,481	
(2) 未収金	1,299,797,614	
貸倒引当金	△ 11,478,521	
(3) 貯蔵品	86,791,430	
(4) 前払金	75,046,754	
流動資産合計	13,424,203,758	
資産合計	39,110,089,342	
負債		
(1) 借入金	1,289,688,595	
引当金	694,030,251	
退職給付引当金	759,370,000	
引当金合計	1,453,400,251	
固定負債合計	2,743,088,846	
4 流動負債		
(1) 企業債	265,979,531	
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	265,979,531	
(2) 未払金	265,979,531	
(3) 預り金	739,071,166	
(4) 引当金	237,297,732	
イ 賞与等引当金	61,161,923	
引当金合計	61,161,923	
流動負債合計	1,303,510,352	
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	327,264,212	
イ 受贈財産評価額	△ 157,282,010	
収益化累計額	170,032,202	
ロ 附金	70,000,000	
収益化累計額	△ 15,379,998	
ハ 工事負担金	1,794,856,955	
収益化累計額	△ 927,504,372	
ニ 国庫（県）補助金	14,496,400,838	
収益化累計額	△ 5,941,131,551	
ホ 他会計負担金	84,427,335	
収益化累計額	△ 10,662,927	
ヘ 補償金	256,974,286	
収益化累計額	△ 50,642,738	
繰延収益合計	166,331,546	
負債合計	8,886,370,030	
負債合計	12,932,959,232	

6 資 本 金		15,365,437,341
7 利 余 金		
(1) 資 本 利 余 金		
イ 受贈財産評価額	321,419,706	
ロ 国庫（県）補助金	1,984,471,045	
資本利余金合計		2,305,890,751
(2) 利 益 利 余 金		
イ 就 償 積 立 金	1,555,665,126	
ロ 施設改良積立金	5,105,134,298	
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,544,989,598	
利益剰余金合計		8,505,792,022
利 余 金 合 計		10,811,682,773
資 本 合 計		26,177,120,114
負 債 資 本 合 計		39,110,089,342

令和元年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第 7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、給水人口（行政区域内人口）は、31 万 7,060 人で前年度に比べ 89 人(0.0%)増加し、給水戸数は、16 万 6,512 戸で前年度に比べ 1,716 戸(1.0%)増加した。年間総配水量は、3,852 万 4,399 m³で前年度に比べ 7 万 1,224 m³ (0.2%)増加し、年間有収水量は、3,723 万 5,984 m³で前年度に比べ 8 万 7,636 m³ (0.2%)増加している。

損益収支については、総事業収益が 78 億 1,975 万円で前年度に比べ 9,384 万円(1.2%)増加している。これは、営業収益が 8,915 万円減少したものの、営業外収益 47 万円、特別利益 1 億 8,252 万円それぞれ増加したことによるものである。

総事業費用は、68 億 9,077 万円で前年度に比べ 1 億 9,793 万円(3.0%)増加している。これは、営業外費用が 901 万円減少したものの、営業費用 3,490 万円、特別損失 1 億 7,204 万円それぞれ増加したことによるものである。

当年度純利益は、9 億 2,897 万円で前年度と比較して 1 億 409 万円(10.1%)の減少となっている。

(財務指標)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ 2.0 ポイント減少し、73.2%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率 1,030.6%及び当座比率 1,019.7%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口 657 人、有収水量 77,939 m³、営業収益 1,374 万円それぞれ増加している。これは主に「那覇市上下水道局における会計間の負担等に関する事務取扱基準（平成 30 年 12 月 28 日上下水道事業管理者決裁）」において、人件費の負担割合を明確にしたことに伴い損益勘定所属職員数が 15 人減となったためである。これにより、労働生産性に関するこれらの指標については、類似事業平均値と比較して、一人当たり給水人口は当該平均値をわずかに下回っているものの、有収水量と営業収益はいずれも平均値を上回っている。

(むすび)

決算の状況から、水道事業は引き続き安定的な経営が行われていると認められる。

一方、現在本市水道の最も大きな課題である水道施設の耐震化については、平成 22 年度に策定した「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」に基づき進められて

いるが、令和2年3月末時点の耐震化率は、ポンプ場は100%となっているものの、配水池91.3%、基幹管路（管路のうち主に口径300mm以上の管路）32.1%となっており、基幹管路については十分な耐震化が進んでいない状況となっている。

また、「那覇市水道事業ビジョン（平成28年3月策定）」では平成24年度の耐震化事業開始から令和50年度の事業終了までにかかる費用が総額526億円と試算されており、今後も多額の費用が見込まれている。

これらのことから、令和2年度策定予定の水道事業経営戦略により、経営基盤を強化することで安定的な経営を持続しつつ、令和2年7月に第2回改定が行われた「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」に基づき、耐震化事業のより効率的・効果的な実施に取り組まれない。

なお、上下水道局では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策として、令和2年7月現在、水道料金等の支払期間の猶予などの相談、水道基本料金の免除及び「那覇市頑張る事業者応援事業給付金」の認定を受けた事業者を対象にした水道料金の一部減額を実施している。

公 告

那覇市公告第 327 号

令和 2 年 10 月 28 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 2 年 10 月 6 日 第 H31-05-02 号 那覇市指令ま建指第 1928 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市牧志三丁目 346 番 他 5 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中心区道頓堀二丁目 3 番 25 号
合同会社イーストグローバルリミテッド
業務執行社員 恵美壽投資有限公司
職務執行者 ユエン・マン・イン
- 5 検査済証番号
令和 2 年 10 月 28 日 那ま建指第 172 号
令和 2 年 10 月 28 日 那ま建指第 173 号
- 6 工事完了年月日
令和 2 年 10 月 12 日

那覇市公告第 392 号
令和 2 年 11 月 4 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年10月14日

那覇市長宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部総務課				電話 2016
個人情報管理責任者	総務課長				
業 務 の 名 称	ほう賞に関する業務				
業 務 の 目 的	首里城寄附金に係る紺綬褒章の上申				
個人情報の対象者	首里城復旧・復興のために寄附を行った個人				
業務の開始年月日	令和2年5月12日				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☐ 個人番号	☒ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想	☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党	☐ 主義主張
	☒ 住 所	☒ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好	☐ 犯 歴 等
	☒ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()	
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由	
	☒ 国 籍	☒ 賞 罰	☐ 公的扶助		
	☒ 本 籍	☐ 学業成績	☐ そ の 他 ()		
	☒ 続 柄	☐ 勤務成績			
☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()				
☒ 婚姻離婚					
☐ そ の 他 (電話番号)					
		心 身	その他		
		☐ 健康状態	☐		
		☐ 容 姿	☐		
		☐ 病 歴	☐		
		☐ 障がい程度	☐		
		☐ そ の 他 ()	☐		
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(寄附受領後7カ月以内)				
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考	失念により事後届出となった。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 393 号
令和 2 年 11 月 4 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和2年10月20日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護2課	目的外利用部課 又は提供先	南風原高等支援学校
業 務 の 名 称	生活保護にかかる扶助費の支給状況について（回答）		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年10月20日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	生業費支給額		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の援助に 関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うこと ができる類型事項1に該当） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の援助に 関する法律に基づく事務		
届 出 担 当 部 課	保護2課10班 大城 電話098-861-5193		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和2年10月14日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護第3課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県立南風原高等 支援学校
業 務 の 名 称	入学準備金支給状況の照会		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和2年10月14日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	・世帯員氏名及び生年月日 ・入学準備金の支給金額		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うことができる類型事項1に該当） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく事務		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護第3課		電話861-5193

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 17 号
令和 2 年 10 月 28 日
公 表 済

那覇市消防局事務専決規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防局事務専決規程

那覇市消防局事務専決規程(昭和53年3月1日消防本部訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防局長(以下「局長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、明確な責任の範囲を定め、より能率的な消防事務の遂行を期するため、事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号。以下「消防本部条例」という。)第3条の那覇市消防局をいう。
- (2) 次長 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防局組織規則」という。)第3条第1項の次長をいう。
- (3) 署長 那覇市消防署の組織等に関する規程(昭和47年那覇市訓令第1号。以下「消防署組織規程」という。)第3条第1項の署長をいう。
- (4) 課長 消防局組織規則第3条第1項の課長をいう。
- (5) 警備長 消防署組織規程第5条第1項の警備長をいう。
- (6) 分署長 消防署組織規程第4条第1項の分署長をいう。
- (7) 主幹 消防局組織規則第3条第2項の主幹及び消防署組織規程第6条第1項の主幹をいう。
- (8) 主査 消防局組織規則第3条第1項の係長、同条第2項の主査及び消防署組織規程第8条第1項の主査をいう。
- (9) 出張所長 消防署組織規程第9条第1項の出張所長をいう。
- (10) 消防署予防査察係 消防署組織規程第2条第1号の予防査察係をいう。
- (11) 決裁 局長又は署長以下の職員が、局長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (12) 専決 次長又は署長以下の職員が、この訓令の定めるところにより局長に代わって決裁することをいう。
- (13) 代決 局長又は専決者が不在のとき、局長又は専決者に代わって決裁

することをいう。

(14) 決定 次長又は署長以下の職員が決裁に到るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。

(15) 不在 局長若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由又は欠けたことにより、決裁又は決定することができない状態をいう。

（事務決裁基準）

第3条 事務決裁基準は、第5条に定めるもののほか、別表第1によるものとする。

（専決者の心得）

第4条 事務の専決に当たっては、常によく上司の意図を体して、いやしくも専決制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく適切、公正かつ迅速に事務を処理しなければならない。

（専決事項等）

第5条 専決者は、別表第2及び別表第3に定めるところにより専決する。

（専決の特例）

第6条 この訓令により専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (3) 紛議論争のあるもの、又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- (4) 上司の指示で起案した事項

2 局にあっては、係長の専決事項又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査が専決し、又は決定する。

（主幹への専決権の委譲）

第7条 警備長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、署長の承認を得て、警備長の専決事項について、別表第4により消防署予防査察係の主幹に専決権を委譲することができる。

（局長の代決）

第8条 局長の決裁する事項について局長が不在のときは次長が、その次長も不在のときは主務の課長が代決する。

（署長及び課長等の代決）

第9条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは警備長が代決する。

ただし、消防署組織規程第13条第2項の分掌事務については、予防査察係の主幹は専決権を有しない。

- 2 課長が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務の主幹が代決する。
- 3 警備長が専決する事項について、専決者が不在のときは、警備長の指名する当該警備の主幹が代決する。ただし、中央消防署神原分署については、分署長が代決する。
- 4 代決者が不在のときは、専決者の直近の上司が専決者の専決すべき事項を代決する。

（代決の制限）

第10条 前2条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急処理しなければならない事項に限りすることができる。

（代決の報告）

第11条 第8条又は第9条の規定に基づき代決した事項については、局長又は専決者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。

（後関）

第12条 決定すべき者が不在のため後関とした事項については、決定すべきであった者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。

（その他）

第13条 その他必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

局長決裁基準

- (1) 局の消防行政運営の基本方針に関すること。
- (2) 局の消防行政の実施計画及び処理方針に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 条例、規則及び訓令等の制定改廃に関すること。
- (5) 審査請求、訴訟に関すること。

- (6) 消防組織及び職制に関すること。
- (7) 消防職員の定数及び人事に関すること。
- (8) 次に掲げる事務のうち、局の消防行政運営上特に重要なものに係る決定に関すること。

ア 命令、許可及び取り消しその他の行政処分

イ 儀式及び表彰に関すること。

- (9) 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関すること。

- (10) 重要な告示、公告その他の公示に関すること。

- (11) 重要な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。

- (12) 前各号に準ずる特に重要又は異例なものに関すること。

次長決裁基準

- (1) 局の消防行政運営に関する基本方針に基づく基本計画、実施計画の決定及び重要な行政事務の執行に関すること。

- (2) 局長が処理することが適当であると認めるものを除く、次の各事項の決定に関すること。

ア 儀式及び表彰に関すること。

イ 局議の開催及び運営に関すること。

- (3) 消防職員委員会の運営に関すること。
- (4) 安全衛生委員会の運営に関すること。
- (5) 消防職員の服務管理上の方針に関すること。
- (6) 防災表示者認定の副申に関すること。
- (7) 消防車両の用途変更及び廃棄に関すること。

署長決裁基準

- (1) 消防法第23条に基づくたき火又は喫煙の制限に関すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第9条に基づく危険箇所の必要な措置の要求を行うこと。
- (3) 署の予算に関すること。
- (4) 重要な告示、公告その他の公示に関すること。
- (5) 重要な申請、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。
- (6) 定例的な出版物の刊行及び月報、日報等の作成並びに原簿、台帳等の作

成に關すること。

- (7) 防火対象物の査察に關すること。
- (8) 防火対象物の違反處理に關すること。
- (9) 命令その他の行政處分に關すること。
- (10) 消防用設備等の着工届出及び設置届出並びに完成検査等に關すること
で署長の権限に屬すること。
- (11) 火災予防條例に基づく諸届出に關すること。署長の権限に屬すること。
- (12) 情報公開に關すること。

課長決裁基準

- (1) 所掌事務の実施に關すること。
- (2) 定例的な許可その他の行政處分に關すること。
- (3) 定例的な告示、公告その他の公示に關すること。
- (4) 定例的な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に關すること。
- (5) 補助金交付団体等に対する指示、助言、勧告等に關すること。
- (6) 定例的な出版物の刊行及び月報、日報等の作成並びに原簿、台帳等の作成に關すること。
- (7) 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に關すること。
- (8) 情報公開に關すること。

警備長決裁基準

- (1) 所掌事務の実施に關すること。
- (2) 定例的な通知、照会、進達、報告、回答等に關すること。

主幹決裁基準

- (1) 軽易な通知、照会、進達、報告、回答等に關すること。
- (2) 軽易な諸証明及び閲覧に關すること。
- (3) その他の事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの

主査決裁基準

当分の間、上記主幹決裁基準に準じる。

別表第2(第5条關係)

共通専決事項

項	区分	専決者
人事	職員(再任用職員及び会計年度任)局長	副市長

に関する事項	用職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	次長又は署長	局長
		課長	次長
		警備長又は分署長	署長
		主幹以下	課長
			警備長
	非常勤職員(那覇市非常勤職員要綱の適用がある者をいう。以下同じ。)の休暇に関すること。		課長
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	局長	副市長
		次長又は署長	局長
		課長	次長
		警備長又は分署長	署長
		主幹以下	課長 警備長
	職員の出張命令に関すること。	局長	副市長
		次長又は署長	局長
		課長	次長
		警備長又は分署長	署長
		主幹以下	署長 課長
財産に関する事項	不動産の取得処分に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	副市長
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		1,000万円未満	局長
	動産の取得処分に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	副市長
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監

		500万円以上1,000万円未満	局長
		100万円以上500万円未満	次長
		100万円未満	課長
	不動産及び動産以外の公有財産の取得処分に関する事		局長
	物品購入の契約に関する事	1,500万円以上3,000万円未満	副市長
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		500万円以上1,000万円未満	局長
		100万円以上500万円未満	次長
		100万円未満	課長
	行政財産の目的外使用に関する事	重要なもの	次長
		定例的なもの	課長
	行政財産の用途変更又は用途廃止に関する事		副市長
	公有財産の滅失又はき損に対する損害賠償若しくは原状回復に関する事		局長
	公有地の境界立合いに関する事		課長
	物品の貸付けに関する事		課長
	土地及び建物の登記に関する事		課長
	不動産、動産等の借入れに関する事	1,500万円以上	副市長
		1,300万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		1,000万円以上1,300万円未満	局長
		500万円以上1,000万円未満	次長
		500万円未満	課長
工事に関する事項	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関する事	1,000万円以上	副市長
		800万円以上1,000万円未満	政策統括調整監
		500万円以上800万円未満	局長
		150万円以上500万円未満	次長
		150万円未満	課長
	測量及び調査のための土地立入に関する事		課長

予算 経理 に関 する 事項	測量、調査、設計等の委託設計	100万円以上	次長
	図書の承認に関すること。	100万円未満	課長
	測量、調査、設計等の委託契約	100万円以上	次長
	の検査及び検査報告に関すること。	100万円未満	課長
	工事の一部委任又は一部下請負の承認に関すること。		課長
	予定価格が1件130万円以下の工事請負契約の締結に関すること。		課長
	補助金の交付決定及び交付の取	1,500万円以上	副市長
	消し並びに事業変更の承認に関	500万円以上1,500万円未満	局長
	すること。	50万円以上500万円未満	次長
		50万円未満	課長
	国県に対する補助金等の交付申	500万円以上	局長
	請に関すること。	500万円未満	次長
	歳入歳出外現金の収支命令に関すること。		課長
	補助金の額の確定に関すること。		課長
	歳入の調定、納付又は納入の告知に関すること。		課長
	公法上の債権（滞納処分のできるもの）に係る強制徴収に関する		局長
	こと。		
	歳入の過誤納金の還付及び充当に関すること。		課長
	収入の更正決定に関すること。		課長
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。		課長
	歳入に係る減免に関すること（減免事由の明確なものに限る。）。		課長
	食糧費に関すること。		課長
	支出命令に関すること。		課長
	委託契約に関すること。	1,500万円以上	副市長
		1,000万円以上1,500万円未満	局長
		500万円以上1,000万円未満	次長
		500万円未満	課長
	不納欠損処分に関すること。		局長
	予算の流用に関すること。	500万円以上	副市長

		300万円以上500万円未満	局長
		300万円未満	次長
情報公開及び個人情報に関する事項	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定（同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。）及び決定期間の延長に関する事		署長 課長
情報保護に関する事項	那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否の決定及び決定期間の延長に関する事		署長 課長

別表第3（第5条関係）

個別専決事項

所属	事項		専決者
総務課	議案の送付及び訂正に関する事。		局長
	広報紙の編集発行に関する事。		次長
	消防の公報の発行に関する事。		課長
	保存文書の廃棄処分に関する事。		課長
	普通財産の貸付けに関する事。		課長
	市有物件災害共済に関する事。		課長
	共通専決事項以外の職員	局長	副市長
	の有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の承認に関する事。	局長を除く職員	課長
	職員の年次有給休暇、有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の不承認に関する事。	局長 局長を除く職員	副市長 局長
	心身の故障による休職に関する事。	局長 局長を除く職員	副市長 局長
	育児休業に関する事。		課長

会計年度任用職員の採用及び辞職の承認に関すること。		課長
営利企業等の従事許可に 関すること。	局長	副市長
	次長、署長、課長、警備長及 び分署長	局長
	主幹以下	課長
職員の給料の決定調整に関すること。		課長
会計年度任用職員の雇用保険及び社会保険に関すること。		課長
公務災害補償に関すること。		局長
被服の貸与に関すること。		課長
職員研修計画に関すること。		局長
派遣研修の実施に関すること。		局長
職員研修所主催研修の実施に関すること。		課長
物品購入及び不用品の処 分の契約の締結に関する こと。	1,500万円以上3,000万円未 満	副市長
	1,000万円以上1,500万円未 満	政策統括 調整監
	500万円以上1,000万円未満	局長
	100万円以上500万円未満	次長
	100万円未満	課長
工事請負契約の締結に関 すること。	1億円以上1億5,000万円未満	副市長
	5,000万円以上1億円未満	局長
	1,000万円以上5,000万円未 満	次長
	1,000万円未満	課長
工事請負契約に係る予定 価格、低入札調査基準価 格及び最低制限価格の設 定に関すること。	5,000万円以上	局長
	1,000万円以上5,000万円未 満	次長
	1,000万円未満	課長
測量、調査、設計等の委 託契約の締結に関するこ	5,000万円以上	副市長
	2,000万円以上5,000万円未	局長

	と。	満	
		500万円以上2,000万円未満	次長
		500万円未満	課長
	測量、調査、設計等の委託契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	2,000万円以上	局長
		500万円以上2,000万円未満	次長
		500万円未満	課長
	課及び消防署相互間に係る事務事業の調整決定に関すること。		局長
	統計調査に関すること。		課長
	車両の事故、機械器具の破損及び紛失等に関すること 軽易なもの。		課長
救急課	消防庁舎の維持管理に関すること。		課長
	応援協定等の締結に関すること。		局長
	救急業務計画に関すること。		局長
	医療廃棄物の処理に関すること。		課長
	搬送証明に関すること。		課長
	救急資機材の維持管理に関すること。		課長
	病院実習に関すること。		課長
	応急手当講習会に関すること。		課長
	コンビニAEDに関すること。		課長
警防課	消防相互応援協定等の締結に関すること。		局長
	火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。		課長
	消防隊及び救助隊の運用及び教育に関すること。		課長
	消防機械器具(消防車両を除く。)の配置及び整備に関すること。		課長
	不発弾処理又は祭事における警備に関すること。		課長
	道路占有許可等の合議に関すること。		課長
	消防水利の整備、調査及び維持管理に関すること。		課長
	消防団員入退団の承認に関すること。		局長
	消防団及び消防団員に関すること。		課長

予防課	命令その他の行政処分及び告発に関する事。		局長
	重要な告示、公告その他の公示に関する事。		局長
	危険物施設の許可に関する事。		局長
	危険物施設の仮貯蔵及び仮取扱いに関する事。		局長
	危険物施設等の予防規程の認可に関する事。		局長
	防火対象物及び危険物施設の査察に関する事。		課長
	防火対象物及び危険物施設の違反処理（行政指導）に関する事。		課長
	消防法及び那覇市火災予防条例に基づく届出に関する事。		課長
	防火・防災管理に係る講習に関する事。		課長
	消防同意等に関する事。	総合操作盤の設置を要するもの。	局長
		総合操作盤の設置を要するもの以外のもの。	課長
指令情報課	火災警報に関する事。		局長
	消防通信業務に関する事。		課長
	通信機器及び指令システムの維持管理に関する事で軽易なもの。		課長
	消防情報及び映像等の情報開示に関するもので軽易なもの。		課長
消防署	命令その他の行政処分に関する事。		署長
	重要な告示、公告その他の公示に関する事。		署長
	防火対象物の査察に関する事。		署長
	月報、日報等の作成ならびに台帳等の作成に関する事。		署長
	警防、救助及び救急業務に係る活動報告書の作成に関する事。		署長
	火災の原因調査及び損害調査に関する事。		署長
	消防法及び那覇市火災予防条例に基づく届出に関する事。		署長

	火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。	署長
	署の予算に関すること。	署長
	機械器具及び備品の管理に関すること。	署長
消防署予 防査察係	防火対象物の査察に関すること。（随時査察に限る。）	署長
	防火対象物の違反処理に関すること。（警告、命令に限る。）	署長
	消防設備等の完成検査等に関すること。	警備長
	消防法令適合通知に関すること。	警備長
	着工届出書及び設置届出書に関すること。	警備長

別表第4(第7条関係)

消防署予防査察係の主幹への専決権委譲の目安

区分	目安
主幹	別表第1の主幹決裁基準及び別表第3のうち、消防署予防査察係の警備長の専決者区分に準ずる。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第16号

令和2年11月4日

公 布 済

那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員職名規程(1970年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市上下水道局職員職名規程 (職名) 第2条 職員の職名は、次のとおりとする。 (1) 事務職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 室長 係長 主幹 主査 主任主事 主事 (2) 技術職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 室長 係長 主幹 技査 主任技師 技師 主任技工 技 工 2 [略] 第3条	那覇市上下水道局職員職名等規程 (職名及び職位) 第2条 職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 [略] (職務) 第3条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 第4条
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

[第2条の表]

職位	職名
部長級	部長 参事監
副部長級	副部長 参事
課長級	課長 室長 担当副参事 副参事
主幹級	係長 主幹
主査級	主査 技査
主任級	主任主事 主任技師
主事級	主事 技師

[改正後 別記]

[第3条の表]

職名	職務
部長	1 局長を補佐し、必要があるときは、その職務を代行する。 2 上位方針を受けて、部の使命を確認し、目標を設定し、達成する。 3 部業務の執行管理、人事管理を効果的に行い、効率的に事業運営を行う。
参事監	1 特に局長が指定する事項の執行管理を行う。 2 特定重要課題について調査、研究し、解決する。
副部長	1 部長を補佐し、各課の事務事業、予算等の総合調整等を行う。
参事	1 部長の命を受け、特に高度な事務に関する企画、調査、分析を行い、部長を支援する。
課長	1 上位方針を受けて課の使命を確認し、目標を設定し、達成する。 2 課の事務の執行管理を行う。 3 課所属職員を指揮監督し、職員の能力を向上させる。
室長	1 室の事務の執行管理を行い、その事務に従事する職員を指揮監督する。 2 必要があるときは課長の職務を代行する。
担当副参事	1 部内の業務のうち、特に部長が指定する事項の執行管理を行う。 2 特定重要課題について調査、研究し、解決する。
副参事	1 特に専門的な知識・経験に基づき、特定重要課題について調査、研究し、解決する。
係長	1 係の事務の執行管理を行い、その事務に従事する職員を指揮監督する。 2 課長を補佐し、必要があるときは、課長の職務を代行する。
主幹	1 専門的な知識・経験に基づき、業務を執行する。
主査・技査	主任主事・主任技師の職務に以下の事項を加える。 1 担任業務及び特定課題について調査、研究し、解決する。 2 専門的な知識・経験に基づき、業務を執行する。
主任主事・主任技師	主事・技師の職務に以下の事項を加える。 1 応用判断が必要な担任業務を正確に行う。 2 業務初心者及び主事級職員を指導、育成する。
主事・技師	1 指示に基づき、担任業務を正確に行う。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 32 号

令和 2 年 10 月 28 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 411 号
指定工事店名	有限会社國場電工
営業所所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武 4035 番地の 1
代表者氏名	國場 盛光
取消日	令和 2 年 10 月 13 日
取消理由	専属技術者の期限が切れたため

那覇市上下水道局告示第 33 号

令和 2 年 10 月 28 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 497 号
指定工事店名	新秀設備
営業所所在地	沖縄県南風原町字兼城 217 番地 New Grad マンション 102
代表者氏名	新垣 秀和
取消日	令和 2 年 10 月 21 日
取消理由	廃業したため

那覇市上下水道局告示第 34 号

令和 2 年 10 月 30 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
480	株式会社東都企画	那覇市安謝一丁目18番 5号	安里 豊	令和2年 10月1日
481	サンコウ設備工業	糸満市西崎町3丁目27 番地メゾンボナール201号室	山根 孝幸	令和2年 10月26日
482	株式会社与那嶺設備	島尻郡南風原町字宮城 424番地3	與那嶺 勇	令和2年 10月27日

